## ばい煙発生施設の種類

	番号	施設の名称	項番号	施設の規模	施設の用途
有害物質を発生する施設	1				
	2				
	3				
有害物質を発生する施設以外の施設	1				
	2				
	3				

- 注1 「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に揚げる名称を記載すること。
- 注2 「項番号」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の上欄に揚げる項番号を記載 すること。
- 注3 「施設の規模」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の下欄に揚げる規模を記載すること。
- 注4 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により、製造、選別等される 製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

## 汚水等排出施設の種類

	番号	施設の名称	号番号	施設の用途
有害物質を発生する施設	1			
	2			
	3			
有害物質を発生する施設以外の施設	1			
	2			
	3			

- 注1 「施設の名称」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に揚げる名称を記載すること。
- 注2 「号番号」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に揚げる号番号を記載すること。
- 注3 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により、製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

## ダイオキシン類発生施設の種類

番号	施設の名称	号番号	数	施設の用途
1				
2				
3				
4				
5				
6				

- 注1 「施設の名称」の欄には、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第14号までに揚げる施設を記載すること。
- 注2 「号番号」の欄には、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1または、第2 の号番号を記載すること。
- 注3 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により、製造、選別等される 製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

## 騒音(振動)発生施設の種類

番号	施設の名称	公称能力	台数	施設の用途
1				
2				
3				
4				
5				
6				

- 注1 「施設の名称」の欄には、液圧プレス、機械プレス又は鍛造機の別を記載すること。
- 注2 「公称能力」の欄には、次のとおり記載すること。
  - ① 液圧プレスについては、呼び加圧能力(キロニュートン)
  - ② 機械プレスについては、呼び加圧能力 (キロニュートン)
  - ③ 鍛造機については、落下部分の重量(トン)
- 注3 同一の種類の施設であって、公称能力及び施設の用途が同じものはまとめて記載すること。